

別表第1 有料公園使用料減免基準表(第6条関係)

区分	使用の種類	減免割合
1	越前市若しくは越前市教育委員会又は越前市若しくは越前市教育委員会が構成団体となっている実行委員会等が、主催事業若しくは共催事業又は委託事業として使用する場合	100%
2	越前市内の認定こども園、保育所、幼稚園、小学校又は中学校が教育活動の目的で使用する場合	100%
3	越前市内のスポーツ少年団等が児童生徒を対象としたスポーツ活動に使用する場合	100%
4	越前市と条例第2条で規定する施設等の名称に、企業名又は商品名等を冠した愛称を付与することができる契約(以下「ネーミングライツ契約」という。)を締結した民間事業者等が、ネーミングライツ契約の対象となる当該施設において実施する事業等で使用する場合。ただし、同一年度における上限回数は、ネーミングライツ契約で定めるものとする。	100%
5	(1)越前市内のスポーツ協会(これに所属する団体を含む。)、総合型地域スポーツクラブ、自治振興会その他公益的団体が主催する大会又はこれらが行う練習若しくは行事に使用する場合	80%
	(2)越前市内の養護学校又は高等学校が授業及び部活動で使用する場合	
6	(1)越前市内のスポーツクラブその他のスポーツ団体及び第4項に規定する地域貢献団体が使用する場合(前4項の規定に該当する場合を除く。)	50%
	(2)国、県若しくは他市町村又はこれらを単位とする体育団体が主催する大会行事に使用する場合	
	(3)越前市内の専門学校又は大学が授業で使用する場合	
7	前各項の規定に該当しない団体が使用する場合	0%
8	個人が使用する場合	0%

備考

- (1)この表は、武生中央公園屋内催事場及び花筐公園ふるさとの家を除く全ての有料公園施設を対象とする。
- (2)体育館の半面を部分使用する場合は、その使用料の50%を減免する。
- (3)減免後の使用料の額は、使用料の額から減免額(当該使用料の額にこの表の区分による減免割合を乗じた額をいう。)を差し引いて得た額(第2号又は前号の規定の適用がある場合は、当該額にこれらの規定をそれぞれ順次適用させた額)とする。ただし、この額に10円未満の端数がある場合は、この端数も、減免する。
- (4)照明施設使用料、空調設備及び冷暖房使用料については、減免しない。ただし、別表第1の1の項(主催事業又は委託事業の場合に限る。)、同表2の項に該当する場合及び市長が特に必要があると認める場合を除く。